

第3編 計画実現に向けた推進体制

1 役割分担

施策の推進に当たっては、漁業者、県民、関係団体、関係業者、市町村、県が次の基本的な役割のもとで進めるものとします。

(1) 漁業者

「ひなた魚^{イオ}バージョンで新たな波に乗り成長する水産業」の確立のための主役である漁業者は、計画実現の中心的役割を果たしましょう。

(2) 県民

本県水産業・漁村が有する安全・安心な水産物の供給や景観や漁村文化、海洋レジャーの場の提供等多面的機能への理解を深め、漁業者等の取組を応援しましょう。

遊漁者・遊漁船業者は、限られた資源を持続的に使っていかなければならない立場であることを理解し、資源管理や円滑な漁場利用等に積極的に協力しましょう。

(3) 水産関係団体

地域における各種施策の中核的推進母体として、組織の経営基盤を強化し、漁業者の指導や支援を行うとともに、安全・安心な水産物の供給や漁場環境の保全、県民との交流などにおいて主導的役割を果たしましょう。

(4) 関係業者（流通業者・加工業者）

水産関係者の一員として、計画実現に向けた漁業者等の取組を理解するとともに、連携を図りましょう。

(5) 市町村

地域の実情に精通した自治体として、地域の漁業者、漁協等と密接に連携し、地域の主体的な取組を支援するとともに、県と地域のパイプ役を果たします。

(6) 県

計画実現に向けた各種施策展開のマネジメントを行うとともに、市町村と連携し、漁業者、漁協等の主体的な取組を支援します。

2 計画の推進体制

(1) 計画の進行管理

関係者の幅広い意見を集約、反映させ、計画の確実な推進を図るために、市町村及び関係団体の代表者、学識経験者等で構成する宮崎県水産業・漁村振興協議会に

において、本計画の進捗状況の管理を行います。

(2) 浜の活力再生プランとの連携（再掲）

漁村地域の実情に合った水産業の成長を図るため、各地域の関係団体及び漁業者が漁業所得の向上を目標に策定した「浜の活力再生プラン」を基本計画の地域及び漁業種類ごとのアクションプランとして捉え、連携してこのプランに基づく取組を促進します。

参 考 資 料

用 語 の 説 明

あ行

I Q方式

I Qは個別漁獲割当 (Individual Quota) の略。T A Cを個々の漁業者又は船舶ごとに割り当て、割当量を超える漁獲を禁止することによりT A Cの管理を行う方式。

赤潮

とても小さな生物 (主に植物プランクトン) がたくさん増えることで、海水の色が変わる現象。

油津漁業無線局

漁業者の生命の安全、財産の保全を図るとともに漁業の情報化推進と指導監督を行うことを目的に、昭和10年に設置した漁業無線局。

育種

生物を遺伝的に改良すること。

浮魚礁

カツオ、マグロ等の高度回遊性魚類を対象に、海面や中層に浮体を係留した魚礁のこと。海面に係留しているものを表層型浮魚礁、中層に係留しているものを中層型浮魚礁という。

栄養塩

藻類その他の水生植物が増殖するために必要な窒素、リン、ケイ素等の各種元素のこと。富栄養化の一つの指標物質ともされている。

MS Y (エムエスワイ)

最大持続生産量 (Most Sustainable Yield) の略。翌年の資源量を減らすことなく漁獲により間引ける最大量。

か行

外国人技能実習制度

海外から外国人技能実習生を受入れ、日本での技能・技術・知識の習得を促進し、技能移転による開発途上国等の経済発展を目的とした国際協力のための制度。

改正食品衛生法

平成30年に食品衛生法が改正され (平成30年6月公布・令和2年6月施行)、原則として全ての食品等事業者がH A C C Pに沿った衛生管理の実施が求められることとなった。

貝毒

二枚貝等が毒素をもった植物プランクトンを餌として食べることによって、体内に毒を蓄積させる現象。毒が蓄積した貝類を人が食べると、中毒症状を引き起こすことがある。

海洋レーダー

陸上に設置したアンテナから電波を発射し、海表面の流れや波浪の状況を測定する機器のこと。本県では漁業振興を目的に平成30年に美々津局と宮崎局を開設し、平成31年4月から、沖合約100kmまでの範囲の海況情報を、1時間に1回漁業者へ提供している。

カワウ

カツオドリ目ウ科に分類される鳥類の一種。餌となるのはほとんど魚類で、潜水して捕食する。近年駆除数が大幅に増加し、令和2年度には県内初となるコロニーが確認されるなど、被害の深刻化が懸念されている。

環境DNA

水や土壌等に含まれる生物由来のDNAのこと。これを分析することでそこで生息する生物の情報を把握できる。

漁業共済

台風災害等の異常の事象や不慮の事故によって受けることのある漁業生産における損失を補てんするための制度。漁業災害補償法に基づき定められている。

漁業経営セーフティーネット構築事業

原油価格や配合飼料の輸入原料価格が一定の水準を超えて上昇した場合に、燃油や配合飼料の購入量に応じて、補てん金が支払われる国の事業。

漁船

もっぱら漁業に従事する等のため、漁船法に基づく登録を受けた日本船舶。

漁場改善計画

持続的養殖生産確保法に基づき、持続的な養殖生産の確保を図るため作成する養殖漁場の改善に関する計画。本計画では、①対象となる水域や養殖水産動植物の種類、②養殖漁場の改善目標、③養殖漁場の改善を図るための措置や実施期間等が定められている。

限定許可

知事は、一部の知事許可漁業の船舶の総トン数、操業区域、漁業時期、漁具の種類等に関する制限措置等の見直しを検討するに当たり、必要に応じて、海区漁業調整委員会の意見を聴いて限定許可を発出できることとなっている。

コウライオヤニラミ

ケツギョ科オヤニラミ属の淡水魚。強い肉食性を示し、最大30cmにまで成長する。

サプライチェーン

原材料や部品の調達から製造・生産管理・販売・配送までを1つの連続した流れであると捉えた時の名称で、それぞれが個別に存在しているのではなく、チェーンのようにつながっているという考え方。

GFP（ジーエフピー）

Global Farmers / Fishermen / Foresters / Food Manufacturers Project の略称。農林水産省が推進する日本の農林水産物・食品の輸出プロジェクト。

JETRO（ジェトロ）

（独法）日本貿易振興機構。ジェトロ。我が国の貿易の振興に関する事業を総合的かつ効率的に実施すること等を目的として、日本貿易振興機構法に基づき設立された独立行政法人。

水産エコラベル

生態系や資源の持続性に配慮した方法で漁獲・生産された水産物に対して、消費者が選択的に購入できるよう商品にラベルを表示するスキームのこと。

水産用医薬品

水産動物の病気の治療や予防に使用される医薬品。細菌感染症に効果のある細菌性物質（抗生物質等）、寄生虫感染症に効果のある駆虫剤、病気の予防に効果のあるワクチンなどがある。

数値予測モデル

海洋大循環（黒潮）や潮汐などの現象を対象とし、流体の基本方程式を初期条件・境界条件を与えて数値的に解くためのモデルであり、黒潮などの海流の流路予測等に活用される。気象庁の天気予報においても活用されている。

資源管理協定

関係漁業者間で、国や県の方針に則した資源管理目標と取組を定め、締結した協定。漁業法に基づき国又は県が認定、公表する。特に沿岸漁業では、関係漁業者間の話し合いによる実態に即した自主的管理は重要な役割を担う。

真光層

1日当たりの植物の光合成量と呼吸量が等しくなる水深（日補償深度）以浅の深度範囲のこと。

増殖礁

対象水産生物の資源増大を目的として、人為的に餌や隠れ場や産卵の場を創出するための施設。

た行

大規模沖合養殖システム

これまで活用が進んでいなかった沖合域での操業を可能とし、大規模生産を実現する養殖システム。自動給餌システム、生産管理システム、大型生簀システムで構成される。

TAC（タック）

Total Allowable Catch の略称（漁獲可能量の意）。資源ごとに年間の漁獲可能量を定め、水産資源の適切な保存管理を行うための制度。

WCPFC（ダブリュシーピーエフシー）

中西部太平洋まぐろ類委員会。日本周辺水域を含む中西部太平洋において、カツオ・マグロ類を管理する国際機関。

多面的機能

水産業や漁村及び内水面がもつ水産物の安定供給機能という本来の機能に加えて、生命・財産の保全、物質循環の補完、生態系の保全、人々の交流の場の形成、地域社会の維持・形成などの多面にわたる機能。

超雌

雌由来の遺伝情報のみから個体を発生させる方法（雌性発生）により生じる雌。

積立ふらす

経営改善に取り組む経営体を対象として、収入が減少した場合に、漁業者が拠出した積立金と国費により漁業共済の経営安定機能に上乗せした形で補てんされる国の事業。

「適正かつ有効」な活用

漁場の環境に適合するように資源管理や養殖生産等を行い、将来にわたって持続的に漁業生産力を高めるように漁場を活用すること。

電子遊漁券

スマートフォンやパソコンなどから購入できる遊漁券。

特定技能制度

国内人材を確保することが困難な状況にある産業分野において、一定の専門性・技能を有する外国人を受け入れることを目的とする制度。

な行

南海トラフ地震臨時情報

南海トラフ沿いで異常な現象が観測された場合や地震発生の可能性が平常時に比べて高まっていると評価された場合等に、気象庁から発表される情報。

は行

HACCP（ハサップ）

Hazard Analysis Critical Control Point（危害要因分析重要管理点）の略称。食中毒菌汚染や異物混入等の危害要因（ハザード）を把握した上で、原材料の入荷から製品の出荷に至る全工程の中で、それらの危害要因を除去又は低減させるために特に重要な工程を管理し、製品の安全性を確保しようとする衛生管理の手法。

バリューチェーン

自社もしくは競合他社の事業活動を機能別に分類して、どの機能の部分で付加価値がどの程度生み出されているかを分析するものであり、その中で解決すべき課題や、競合と比較しての強みなどの洗い出しを行うもの。

プレジャーボート

主にスポーツやレクリエーションの用に供するヨット、モーターボート等で漁船を除く船舶。

ブルーカーボン

海洋生物によって大気中の二酸化炭素が取り込まれ、海域で貯留された炭素のこと。

ま行

マーケットイン

ニーズを優先し、顧客の声や視点を重視して商品の企画・開発を行い、提供していくこと。

マルシップ方式

日本法人等が所有する船舶（日本船舶）を、外国法人等に貸渡し（裸用船）、当該外国法人が外国人船員を乗り組ませたものを、貸渡人たる日本法人等がチャーターバック（定期用船）すること。

宮崎県漁村活性化推進機構

漁業担い手の確保・育成や漁業の経営指導等、水産業の存続・発展に寄与する事業を総合的に実施し、本県における漁業の再生及び県民への水産物供給体制の存続に寄与することを目的に、平成28年に設立された公益社団法人。

宮崎県資源評価委員会

「宮崎県における水産資源の利用及び管理に関する基本方針」に基づく委員会。主要な沿岸資源の長期的にみた資源量の水準と近年の増減傾向を科学的解析に基づいて評価し、利用・管理の方向性に関する提言を行っている。

宮崎県水産振興協会

栽培漁業の推進及び養殖業の振興により、海面における本県水産業の発展を図り、もって県民生活の向上に寄与することを目的に、平成4年に設立された一般財団法人。

宮崎県内水面振興センター

県内の内水面における漁業及び内水面の水産動植物に係る養殖業の振興を図るとともに、内水面の水産動植物の保護培養、環境保全等を行い、もって内水面の振興に資することを目的に、平成6年に設立された一般財団法人。

モニタリング

ある物事を、時間をかけて観察・調査していくことで、状況を把握する調査のこと。

モノ・コト・トキ消費

従来からの消費行動である、モノ（商品）を購入し所有する消費形態は「モノ消費」、旅行、習い事、芸術鑑賞等の機会やサービスを消費する形態は、「コト消費」といわれている。一方、その時、その場所でしか体験できないスポーツイベントやフェス等で、感動を他の参加者と共有するとともに、自らも参加者として盛り上がり寄与し一体感を得る消費形態は「トキ消費」といわれている。

藻場礁

藻類の着生や種糸の設置がしやすいように工夫されたコンクリート等で作製されるブロック（増殖礁）。

や行

薬機法

医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律。

湧昇流

季節風、貿易風などの風、地形変化、潮流等が要因で、海洋深層水が表層近くへ湧き上る現象のこと。栄養塩の豊富な深層水が光の届くところに運ばれるため、食物連鎖の源となる植物プランクトンが大量に繁殖し、良好な漁場を形成される。